

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和6年10月25日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) マイヤ宮古磯鶏店 宮古市磯鶏一丁目地内
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社マイヤ及び有限会社パブリックス
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社マイヤ及び株式会社良品計画
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年6月5日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,687平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 177台
  - イ 出入口 4か所
- (7) 駐輪場の収容台数 105台
- (8) 荷さばき施設の面積 374平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 52立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 開店時刻 午前7時
  - イ 閉店時刻 午後11時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時45分から午後11時15分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

2 届出年月日 令和6年10月4日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び宮古市役所